

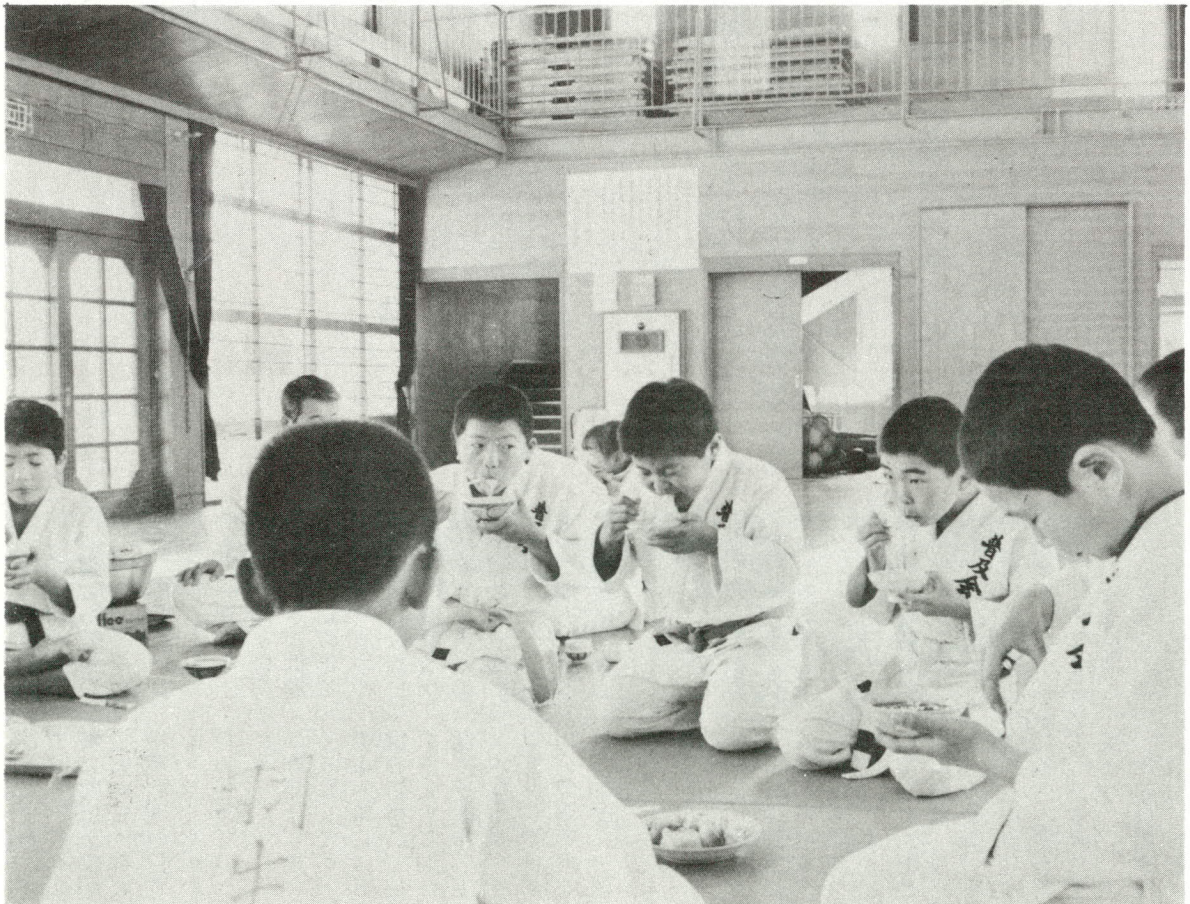
広報

麻生

昭和62年1月15日発行

No.385

'87 1



寒 げ い こ で 鏡 開 き

まちの人口

		前月比
総人口	18,134人	-16人
男	8,975人	-3人
女	9,159人	-13人
世帯数	4,147世帯	-1世帯

主な内容

- 年頭のあいさつ-----P 2
- 第4回定例町議会-----P3.4
- 一般質問-----P5.6
- 町長選挙-----P 7

「たくましく生きる

水辺の里」の実現を



麻生町長

小沼 幸藏

町民の皆様、新年おめでとうございます。昭和六十二年の新春を迎え、謹しんで年頭のごあいさつを申し上げます。日頃皆様には、町政に対する深いご理解とご協力をいただいております。今日、我が国は国際的にも国内的にも大きな問題をかかえており、激動の年であらうといわれておりますが多くの課題に直面するなかで財政問題は非常に危機的な状況にあり、国は税制改革という大改制を行い、この危機に対応していく考えのようであり、これによって地方財政へどのような影響を及ぼすかが

非常に心配されるところであります。本町でもこれらの状況に対応しながら、町民が真に求めているものをとらえ、振興計画の目ざす「たくましく生きる水辺の里」の実現のため務めていきたいと考えています。

昨年は、種々の事業に取り組みましたが、特に水田利用再編対策につきましては、農家の皆様のご協力により目標を達成することができました。深く感謝申し上げます。

本年も又、きびしい財政の見とおしではあります。町民の健康管理を目標として保健センターの設置、土地改良

住民が真に求めるものを
行政につたえます

麻生町議会議長

宮内 喜一

輝かしい希望に満ちた昭和六十二年の新春を迎え皆様方のご清福とご繁栄を議會を代表して、心からお祝い申し上げます。

しかし、本町をとりまく諸情勢は、長期化する経済の不況により、まことにきびしいものがあります。

革に伴う補助金等の削減により地方自治体におよぼす影響は更にきびしいものがあると存じますが町民の生活を最優先し、町民の皆様が求めているものを充分にとらえて、生活に密着した行政の運営に努力してまいりたいとあらためて決意をするものです。

どうか本年もより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

町民の皆様方には、日頃議會に対する暖かいご理解と絶大なご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。お陰をもちまして昨年も着実に町発展の基盤を固めてまいり、出来ましたがここに新年を迎え、本町の一段の躍進を期して、清新の気がみなぎるのを覚えます。

本年は円高に伴う所の失業の増加、あるいは国の行政改

事業など生産基盤の整備や産業振興の各種施策、第二簡易水道事業を中心とした生活環境の整備、道路交通網の整備として道路改良事業、生涯教育を旨とした教育諸条件の整備や運動広場の造成などを主な投資目標として「明るく住みよい」町づくりをまい進する覚悟でありますので、皆様のあたたかいご支援とご協力をお願い申し上げます。

昭和60年度

一般会計、特別会計の決算認定される

—教育委員に、谷田川 仙知氏を任命—

第四回定例町議会

昭和六十一年第四回定例町議会は、十二月十六日から四日間の会期で開催されました。

議会は町長の町政報告の後、専決処分報告二件、議案の審議十六件、請願審査二件、決議一件の審議が行われ、議案は総て原案どおり議決され、請願は採択、決議も原案どおり決議されました。

なお、審議終了の後、四名の議員により一般質問が行われました。

〔報告第二号〕

専決処分の承認を求めること

一般会計補正予算について
実施期日切迫のため、議会を招集する暇がなかったので専決処分をし、それを議会に報告して承認を求めたものです。

〔専決第二号〕

昭和六十一年度麻生町一般会計補正予算（第三号）

整入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ三百五十万円を追加し、歳入歳出それぞれ三十一億四千九百八十四万一千円としたものです。

〔報告第三号〕

専決処分の承認を求めること

一般会計補正予算の専決処分、報告二号と同じです。

〔専決第三号〕

昭和六十一年度麻生町一般会計補正予算（第四号）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五十八万六千円を追加し、歳入歳出それぞれ三十一億五千四十二万七千円としたものです。

〔議案第五十二号〕

教育委員会委員の任命について

教育委員小沼 進氏が、昭和六十一年九月三十日任期満了となったため、新たに谷田川 仙知氏（大字矢幡）を教育委員として任命するにあたり議会の同意を求めたものです。

す。

〔議案第五十三号〕

固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員の宮崎源二氏（大字蔵川）と、小沼良平氏（大字麻生）が、九月二十六日で任期満了となったため、委員として再任するにあたり議会の同意を求めたものです。

〔議案第五十四号〕

麻生町外四ヶ町村公平委員会委員の選任について

公平委員会委員若泉利夫氏が、十一月三日死亡したことにより、委員が欠員となっていたため、成島謙二氏（玉造町甲）を新たに委員として選任するにあたり議会の同意を求めたものです。

〔議案第五十五号〕

麻生町税条例の一部を改正する条例

町税条例から、木材引取税の項目を削除したものです。

〔議案第五十六号〕

麻生町廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽法の制定に伴う、町

条例の改正を行ったものです。

〔議案第五十七号〕

昭和六十年度麻生町一般会計歳入歳出決算認定について
昭和六十年度の一般会計歳入歳出それぞれの決算額は、歳入総額三十三億四千五百四十二万七千円（前年度比〇・五％の減）、歳出総額三十二億一千四百八十六万六千円（一九・九％の減）、歳入歳出差引額一億三千六十二万一千円になりました。

この収支決算書を議会に提出し、認定を求めたものです。

〔議案第五十八号〕

昭和六十年度麻生町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

昭和六十年度の国民健康保険事業の歳入歳出それぞれの決算額は、歳入総額十億七千四百七十四千円（五・〇％の増）、歳出総額十億一千二百六十三万八千円（六・一％の増）、歳入歳出差引額五千七百八十三万六千円になりました。

この収支決算書を議会に提出し、認定を求めたものです。

〔議案第五十九号〕

昭和六十年度麻生町老人保



60年度の主な事業のひとつとして
高齢者センター「羽黒山荘」の建
設がありました。

健特別会計歳入歳出決算認定
について

昭和六十年度の老人保健事
業の歳入歳出それぞれの決算
額は、歳入総額五億九千九百
七十一万一千円（八・四%の
増）、歳出総額五億八千四百
六万一千円（三・九%の増）
歳入歳出差引額一千八百五十
五万円になりました。

この収支決算書を議会に提
出し、認定を求めたものです。

〔議案第六十号〕

昭和六十年度麻生町簡易水
道事業特別会計歳入歳出決算
認定について

昭和六十年度の簡易水道事
業の歳入歳出それぞれの決算
額は、歳入総額四億九千七百
九十八万五千円（二百八十四
・八%の増）、歳出総額四億
八千七百九十二万七千円（三
百十五・六%の増）、歳入歳
出差引額一千五百八千円にな
りました。

この収支決算書を議会に提
出し、認定を求めたものです。

〔議案第六十一号〕

昭和六十年度麻生町外四ヶ
町村公平委員会特別会計歳入
歳出決算認定について

の歳入歳出それぞれの決算額
は、歳入総額二十六万一千円
（六・一%の増）、歳出総額
十八万八千円（十三・四%の
減）、歳入歳出差引額七万三
千円になりました。

この収支決算書を議会に提
出し、認定を求めたものです。

〔議案第六十二号〕

麻生町職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例に
ついて

昭和六十一年度の人事院勧
告により、町職員の給与等の
改定を行ったものです。

〔議案第六十三号〕

町道路線の廃止について
町道二七五号線（大字矢
幡地内）外一路線の廃止を行
ったものです。

〔議案第六十四号〕

町道路線の廃止について
西部土地改良に伴い、町道
一三九号線外三十路線の廃止
を行ったものです。

〔議案第六十五号〕

昭和六十一年度麻生町一般
会計補正予算（第五号）
歳入歳出予算の総額に、歳
入歳出それぞれ八千二百三十
九万三千円を追加し、歳入歳

出それぞれ三十二億三千二百
八十二万円としたものです。

〔議案第六十六号〕

昭和六十一年度麻生町国民
健康保険特別会計補正予算（
第四号）

歳入歳出予算の総額に、歳
入歳出それぞれ七千八百六十
一万一千円を追加し、歳入歳
出それぞれ十一億七千七百十
七万四千円としたものです。

〔議案第六十七号〕

昭和六十一年度麻生町老人
保健特別会計補正予算（第三
号）

歳入歳出予算の総額に、歳
入歳出それぞれ三百五万八千
円を追加し、歳入歳出それぞ
れ七億二千三百七十七万とし
たものです。

〔請願第一号〕

麻生町運動広場野球場の夜
間照明に関する請願
本請願については、願意妥
当と認め、採択すべき旨教育
厚生委員長から報告があり、
採択と決まりました。なお、
施設の建設については、昭和
六十五年以降の町の基本計画
にもりこみ、実施されること
になりました。

〔請願第三号〕

葉たばこ生産基盤の抜本的
強化対策の早期確立に関する
請願

県と町のたばこ耕作組合よ
り、政府が葉たばこ生産基盤
の抜本的強化を図るための対
策を早急に確立し実施するよ
う、町議会が意見書を採択し
大蔵大臣に対して提出する旨
の請願があり、願意妥当と認
められ、本請願は採択されま
した。

〔決議第一号〕

国民健康保険制度に対する
都道府県負担の導入並びに公
共事業費の国庫負担率引き下
げ措置反対に関する決議につ
いて
国が、六十二年度の予算編
成にあたり、国保制度と公共
事業について、県や町に財政
負担を転嫁しようとしている
ことに反対する決議を行った
ものです。



一般質問

A議員 麻生一中の校舎は、

たいへん古くなり、窓のあけ

たてが出来ない所など、改修

が早急に必要であり、父兄か

らの要望も出ています。改修

については、六十一年度に設

計、六十二年度に着工という

事です。設計・関係機関へ

の申請等事務的にどの辺まで

進んでいるのかお聞きしたい。

教育長 地元からの要請もあ

り、町としても、基本計画に

基づいて、防衛庁の補助によ

って、改造すべく設計に着手

しました。しかし、設計事務

所及び防衛庁と種々検討した

結果、構造上からも技術的に
も、改造は困難であるとの指
摘をうけましたので、現在、
防衛庁及び町としても改築の
方向で検討を重ねているとこ
ろであります。

A議員 改築を実現できれば

いいのですが、検討の期間が

長くなり、校舎を今のままで

放置しますと、生徒の教育に

も支障をきたします。町長も

文教優先という方針のようで

すので、万難を排して取り汲
んでいただき、六十二年度に
はめどがたつよう願いたい。
町長 麻生一中の校舎は、た
いへん古い建物であり、ぜひ
改築したいと考えている。改
築にはおよそ八億円かかり、
防衛庁の補助を受けてなるべ
くはやくやっていきたい。
教育長 いつまでに改造ある
いは改築ができるかは申し上げ
られませんが、できるだけ
早く結論を出したい。

B議員 農業委員会の事務局

は、経済課の中にあり、経済

課長が事務局長を兼務してい

ます。事務局を独立させ、農

業委員会活動の充実を図って

いただきたい。

町長 農業もたいへん厳しい
時期にきており、前々から、
農業委員会を独立してはとい
う要望がありましたが、庁舎
も狭く部屋もない状態であり
実現できませんでした。行政
改革にも逆行することですが
農政は重要ですので、十二分
検討したい。

B議員 町長は、農業を重点

施策であると言っており、ま

た、行政改革は、無駄をはぶ

き、必要なものには力を入れ

るのが行政改革です。前から

要望しておりまた、たいへん

重要な問題ですので、よろし
くお願いしたい。
次に水田農業確立対策（水
田再編対策）の対応について
は農家も、行政側もたいへん
厳しい状況にあり、転作物の
定着など、あたたかいご指導
をお願いしたい。
町長 農業も、米の消費が伸
びない一方、食糧制度も堅持
するなどたいへん厳しい状況
です。転作についても、六十
二年度は、今年度比で二百
ヘクタールほど配分面積が増
える予定であり、転作の集団
化・定着化をはからないと、
毎年、困難な年が続くことに
なります。町としてもこの問
題については、全力を投球し
てやっていきたい。
経済課長 水田再編対策も、
水田農業確立対策と呼び方も
変わり、行政と、生産者団体
（農協）が一体となり、事業
を進めることになりました。転
作の面積配分についても、原
則として個人ではなく集落単
位で配分され、共同で達成し
ていくようになります。
麻生町に対する転作の配分
面積は、およそ水田の二十四
%、二十五%ほどになり、転
作物の定着化、農地の流動化
などを図り、新しい営農の確
立を進めないと、配分面積が
処理できなくなり、その前提
として、ほ場の基盤整備が急
務となります。
六十二年度の対策としては
今までの形で、転作の推進を
はかり、基盤整備のできてい
る所から、農地の集団化など
の施策を進めていきたいと考
えます。
B議員 工業団地の造成と企
業の誘致については、町の振
興計画にうたわれていながら
実現されていません。この政
策をおきざりにしてきた理由
をお聞きしたい。
企画観光課長 振興計画に、
工業団地の造成計画を打ち出
していますが、未整備の状態
です。五十一年に工業地域と
して指定されて以来、二、三
社から問い合わせがありました
が、基盤整備ができていない
ため工場誘致ができなかった
経過があります。
最近、道路網が整備され、
行方台地が見直される傾向に
あり県の紹介により、民間に
よる造成計画が町の方に持ち
込まれており、工場の誘致は
長年のけん案事項なので、県
と協議しながら、実現可能で
あれば進めていきたい。
B議員 町民は、安定した勤
め先を求めているので、その
点でも、前向きにお願いした
い。次に、町では県立大学を
誘致する意向はないのかお聞
きしたい。
町長 大学の誘致となると、
広大な用地が必要となります
が、県の考え方をよく調査し
誘致可能な場所があれば検討
したい。
B議員 し尿処理場の建設に
ついては、建設予定地も決ま
っており、建設を待つばかり
となっているのに建設されて
いない。町長は、反対があつ
てはやらないというが、それ
では前進しない。何故できな
いかお聞きしたい。
町長 早くやりたいと思いい
進めているが、やはり総論賛成
しかし、自分の所は駄目とい
う考えがあり、お互いに納得
して、事業は進めていきたい
また、環境施設促進委員会の
皆さんとも相談して進めたい。
B議員 促進委員会が建設す
ることに決まっております。あ
とは、執行力の問題である、町
民も、もうこれ以上は待てな
い状態です。既に、検討する
段階は過ぎており、町当局の
積極的な姿勢をお願いしたい。
町長 選挙も控えており、選
挙が終り次第進めていきたい。
C議員 町発注工事の請負業
者にはどのような指導をして
いるのかお聞きしたい。
建設課長 請負業者の決定に
あたっては、指名競争入札を

行っており、現場説明・入札にあたり、工事完成までを説明しています。その内容は、かし期間については、二年・工期の厳守・権利の一括譲渡の禁止・現場代理人の常駐などです。

また、建設業社については年一回程度町規則の説明・並びに技術研修会等を行っています。

C議員 道路工事において、境界線が不明確になったという住民の声がある。また、工事人が既存の物件を損傷した事件などもあり、その辺の対処及び町の指導についてお聞きしたい。尚、このような問題は、請負業者が、工事を下請業者にまかせるために起こるのではないか。

建設課長 官民の境界については、町と地権者の立会のもとに復旧している。また、業者が物件の損傷を行ってしまった場合は、業者の責任において解決にあたります。

下請けにつきましても、一括権利譲渡は禁止されており、工事の部分下請けであり、下請け業社に対する指導も、現場代理人を通しておこなっています。

C議員 水道工事後の、仮復旧した道路で、住民がケガを

した事件があるが、その処理について、また、道路改良工事の予算がついていながら、工事ができていない所があるが何故できないのかお聞きしたい。

環境課長 工事にあたっては週に一回、現場代理人と打合せをしながら進めているが、ケガをした事件については早急に調査し対応していきたい。

一般質問

建設課長 予算化されている

も地権者の同意が得られなく進められない所もありますが今後とも引き続きお願いしていきたい。道路改良については早く実施されたいとの要望が多く、積極的に進めていきたい。

D議員 区長会から、区長の報酬引き上げの要望書が出ているが、麻生町の区長報酬は近隣町村と比べて低いようです。この要望については、どう対応するのかお聞きしたい。

町長 町村によって事情が違い、麻生町には地区に二人から三人の区長さんがおり、人数が多くその点で報酬が低いかと思います。できるだけ、要望にそうようにしたい。

D議員 町長は、道路の整備に力を入れてきたようですが町道のなかで、未舗装の所が何カ所かあります。地元負担金を見直し、早急に舗装していただきたい。

建設課長 町道は殆ど舗装されているが、地域で一、二ヶ所未舗装の所があるようです。六十二年度は地元負担金のない方向で進めていきたい。

D議員 六十二年度の予算編成にあたってはどのような点に重点をおいて編成するのかお聞きしたい。

総務課長 歳出面では、産業

上半期入院診療費の動向は

医療費の動向には、入院医療費の影響が大きく、国民健康保険の入院診療費について前年度との比較、月別等の状況についてお知らせします。

上半期分(四月～九月)までの合計と比較してみますと昭和六十年度に対し昭和六十一年度は、件数四四%、日数六・九%、入院診療費十二・二%の伸びを示しています。

一件あたりについては、日数・診療費それぞれ六十年度二・五日、一万四千九百六十三円。六十一年度二・六日、一万六千五百十円とそれぞれ

の振興として農政の推進・道路の改良・町民の健康管理をはかる保健センターの建設、環境の整備として簡水と下水道、教育の振興などを中心とした予算編成をしたいと考えています。

D議員 地域住民から要望の出ている事項等についての予算措置をお願いしたい。また建設関係への予算配分を多くしていただきたい。

最後に、老人の医療問題にも適切な指導をお願いして、質問を終わります。

増になっています。

受給率については、六十年度四十二・〇%六十一年度四十四・五%となっています。

医療費は年々増加の傾向にあり、国庫負担金は削減されたままです。国保事業の健全な運営の基礎となる、国保税の納期内完納にもご協力ください。

②表の診療額の数字は、千円未満切り捨て

診療月	昭和60年度			昭和61年度		
	件数	日数	入院診療費	件数	日数	入院診療費
4月	4,075	10,406	61,480	4,455	11,528	65,968
5月	4,406	10,911	60,640	4,631	12,148	80,256
6月	4,266	10,912	65,718	4,521	11,399	66,649
7月	4,700	12,218	71,931	4,738	12,393	75,691
8月	4,329	11,235	64,568	4,385	11,731	77,628
9月	4,192	10,457	64,223	4,275	11,493	69,925
計	25,968	66,139	388,560	27,005	70,692	436,117

入院診療費の動向

移動児童相談所開設

〇とき 1月28日(水)

午前10時～午後3時

〇ところ 麻生町公民館

〇担当 茨城県中央児童相談所
鹿行分室

町 長 選 挙 議会議員補欠選挙の 日程決まる

告 示 日 2月10日

投開票日 2月15日

よい選挙 一人一人の自覚から

任期満了に伴う麻生町長選挙は、二月十日告示、十五日に投開票（開票所は、麻生町公民館体育室を予定）と決まりました。また、町長選挙とあわせて一名欠員となつてゐる町議会議員補欠選挙も同時に行われます。

◎この選挙で 投票できる人

(一) 麻生町に住所を有する、満二十歳以上の者。（昭和四十二年二月十六日以前出生の者。）
(二) 引き続き三カ月以上麻生

町の区域内に住所を有する者。（昭和六十一年十一月九日までに住民票が作成され、又は転入届をした者。）
※ 年令要件は投票日から、住所要件は、選挙人名簿登録の基準日（告示日の前日二月九日）から算定します。
(三) 欠格事項に該当しないこと（禁治産者・選挙犯罪者等）
◎立候補を
予定している方へ
町の選挙管理委員会（選管）では、立候補予定者の説明会

を二月初旬に予定しています。立候補を予定する方は、一月下旬までに、選管までお問い合わせ下さい。

不在者投票は

不在者投票の制度は、選挙の当日、正当な事由によつて投票所において投票することができない人又は、身体に重度の障害がある人のために、投票日の前でも投票できる制度です。一般投票の例外の制度ですので、厳格な手続が政令等で規定されています。

ここでは、不在者投票の主なものについて、その概略をお知らせします。なお、詳しい手続等については、町選管までお気軽にご相談下さい。

▼役場窓口での 不在者投票

選挙の当日、あなたが登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外において、職務等に従事する予定であること、他の市町村に旅行等の予定であること、あるいは疾病・負傷等により歩行が著しく困難であることなどの事由によつて不在者投票を行う場合。

◎できる期間・時間
二月十日～十四日

午前八時三十分～午後五時

◎場 所

役場総務課の窓口

◎必要なもの

印かん（なお、入場券をお持ちいただければ、手続が早く済みます。）

▼指定病院等における 不在者投票

この制度は、都道府県選管の指定する病院・老人ホーム身体障害者更生援護施設・保護施設及び国立保養所に入院中（入所中）の人が、その病院等において不在者投票ができる制度です。

あなたのご家族が、病院等に入院（入所）中でしたらその病院が、指定病院等であるかどうか、町選管で確認して下さい。指定病院等であればその後の指示を町選管でしてくれます。

▼郵便による 不在者投票

身体に重度の障害があるため、投票所へ行けない人のために、郵便による不在者投票の制度があります。これは、家庭で投票できる制度です。で手続が特に厳格に定められています。

◎この制度の対象となる人
身体障害者手帳・戦傷病者

手帳または、県知事が証明した書面を持っている者で、両下肢・体幹・心臓・呼吸器等に一定の障害がある者。

◎手続き

(一) 郵便投票証明書の交付を受ける。

実質的に対象となる者でも郵便投票証明書がないと投票できません。

町選管に対して、本人が署名をした、郵便投票証明書交付申請書を提出して、郵便投票証明書の交付を受ける。この際、身体障害者手帳を添付しなくてはなりません。

(二) 投票用紙の交付申請

郵便投票証明書の交付を受けた者は、選挙期日の四日前まで（二月十一日）に、投票用紙の交付申請をします。

●請求に必要なもの

①本人が署名した請求書

②郵便投票証明書の提示

(三) 投票は
町選管では、投票用紙を郵便で交付します。選挙人は、ただちに投票をすませ、必ず郵便をもって、町選管に送付して下さい。
※ この制度の対象となる方は、代理人でけっこうです。で、身体障害者手帳等を持参し、町選管までご相談ください。

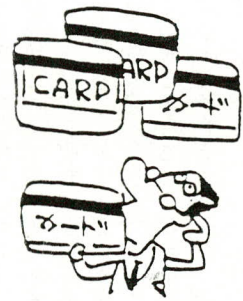
くらしの豆知識

カードを他人に使われたら

カードの悪用と管理

クレジットカードやキャッシュカードは限度額まで、買い物や現金の引き出しができ、便利ですが、反面、悪用されると大きな損害を受けることになります。何枚ものカードを持っていると、管理も不備になりがちです。使用しないカードなどは規定の手続きできつちりと整理をし、置き忘れや紛失を見逃すことのないようにしましょう。

カードの紛失や盗難に気づいたら



すぐにカード発行会社と発行銀行へ電話連絡し、あわせて最寄りの警察へも届けます。カード会社へは加盟店への連絡と現金自動支払機のチェックを、警察へは盗難届と捜査を依頼するためです。この警察への盗難届とカード会社へ提出するカード紛失届が、盗難保険による補償とカード再発行の証明書類となります。

覚えのない請求や他人の不正利用には……
カード会社からの請求書や利用明細書はていねいに調べれば、すぐにカード会社に問い合わせましょう。その結果他人によってカードが不正使用された場合、会員規約にもよりますが、届け出日の前六〇日から以後六〇日まで、損害の金額（または一定の限度額）などが補償の対象になります。

ます。

覚えのない請求がきたら

カードを利用する際の本人確認は、カード提示と署名、あるいはカード提示と暗証番号で行われます。カードが手もとにあつて覚えのない請求がきた場合、署名が異なっているなら加盟店の確認の不備を指摘できますが、署名・暗証番号が合致している場合は本人が使用していないことの証明は非常に困難です。カードと暗証番号の管理には細心の注意が必要です。

戸籍の窓口

おめでとーございます

赤ちゃん 保護者 住所
渡辺 佑一 孝之 富田
深沢 里美 喜久男 麻生
真家 文洋 利夫 麻生
小木 千明 進 麻生
土子 祥代 浩正 矢幡
中根 悠勝也 蔵川
箕輪 拓也 和昭 岡
高野めぐみ 一男 籠田
野口 和宏 和美 行方
土子 晴香 實 南

おくやみ申し上げます

死亡者 年令 世帯主 住所

（ト）（一）（ノ）（集）（編）

新年あけましておめでとーございます。本年も「広報麻生」をよろしく願います。さて、昭和六十二年はどんな年になるのでしょうか。えとのうさぎにちなんだ、静かな年であってほしいものです。



吉崎 淳一 66 ふみ 富田
奥村 雅雄 73 シゲ 粗毛
小沼 通平 74 テイ 麻生
高橋 保 45 保 麻生
藤枝登志子 63 重春 麻生
高野 進 70 修 麻生
箕輪 春治 75 きみゑ 青沼
金田 甚造 67 政雄 四鹿
橋本 千ヶ崎 88 孝一 於下
千ヶ崎 具治 83 忠孝 行方
大嶋 孝 91 船子
大輪 しん 81 一男 五町田
神山 ハナ 81 ハナ 島並
箕輪 寿子 0 正雄 小高